

バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額について

● 固定資産税額の減額措置

令和4年1月1日から令和6年3月31日までの間に、一定の者が居住の用に供する一定の家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額（100㎡相当分までに限る。）を3分の1減額します。

● 主な要件

<居住者の要件>

次のいずれかに該当する方が当該家屋に居住していること

- ①65歳以上の方
 - ②要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ③障害者の方
- 減額申告日において当該家屋に住民票がある方に限ります

<家屋の要件>

- ①改修工事完了時点において、新築された日から10年以上を経過した住宅であること。
- ②改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下であること（賃貸部分の面積を除く）。

<バリアフリー改修工事の内容>

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え
- ⑧床表面の滑り止め化

<工事費の要件>

バリアフリー改修工事に要した費用が50万円超であること。※対象の改修について、国又は地方公共団体からの補助金等を受けている場合には、事前に相談をされる際、その補助金等の金額や内容をお教えてください。

● 申告の方法

バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に、下記の書類を添付して申告してください。

- ①当該家屋の納税義務者の住民票の写し
- ②工事に係る明細書（当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの）
例：工事の見積明細書
- ③改修工事箇所の写真（着工前と着工後を比較できる写真）
- ④領収書（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの）
- ⑤居住者の用件に応じた書類
 - ・65歳以上の方……………住民票の写し
 - ・要介護及び要支援の認定を受けている方……………介護保険の被保険者証の写し
 - ・障害者の方……………身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
- ⑥補助金等の給付を受けた場合
障害者住宅改修補助金若しくは介護保険給付金の決定（確定）通知書等の写し
- ⑦改修工事完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合
申告書裏面に理由を記載してください

● その他

- ・減額が適用された方につきましては、翌年度の納税通知書に減額金額を記載しますのでご確認ください。
 - ・新築住宅の減額や耐震住宅改修に係る減額と同時に減額を受けることはできません。
- また、バリアフリー改修の減額を2回受けることはできません。

問合せ先：税務課資産税班Tel046-285-2111 内線 3280